

令和4年度伊奈特別支援学校特別支援教育巡回相談について

茨城県立伊奈特別支援学校

1 目的

幼児教育・保育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等（以下「学校等」という。）の要請により、障害のある幼児児童生徒（以下「児童等」という。）や教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談等を行ったりするなど、県立特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことで、特別支援教育の充実を図ります。

2 内容及び方法

特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）は、伊奈特別支援学校の校長から指名された者で、学校等からの要請に応じて、教員等に対し、障害のある児童等の教育に関する助言・援助を行います。

さらに、相談内容によって、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を有する者（大学教授、医師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、教員 OB 等。以下「専門家」という。）の助言・援助が必要な場合には、伊奈特別支援学校が専門家に派遣を要請し、相談を行います。

(1) 内容

- ① 授業づくりや保育・指導に関する助言（児童等の実態把握や評価、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成に係る助言、ケース会議での助言を含む）
- ② 特別支援教育に関する研修会や保育・授業研究に係る研究協議会等での講師
- ③ 就学・進学や就労等に関する支援や情報提供（県立特別支援学校の学校見学を含む）

(2) 方法

① 来校相談

巡回相談員が伊奈特別支援学校において、教員や保護者等に対して相談を行います。相談内容により専門家の助言・援助が必要な場合には、専門家に派遣を要請し相談を行います。

② 出向き相談

巡回相談員が依頼元の学校等へ出向き、教員や保護者等に対して相談を行います。相談内容により専門家の助言・援助が必要な場合には、専門家に派遣を要請し相談を行います。

3 手続き

(1) 実施前

別紙「特別支援学校巡回相談の手続き」を参考にしてください。

① 市教育委員会管下の学校・園の場合

⇒ 各教育委員会へ様式1にて申込み

伊奈特別支援学校と日程等の打ち合わせ後、様式1にて教育委員会に日時報告

出向き相談実施の場合は様式2を伊奈特別支援学校へ送付

② 上記①以外の学校・園等の場合

⇒ 伊奈特別支援学校へ様式1にて申込み

出向き相談実施の場合は様式2を伊奈特別支援学校へ送付

(2) 実施後

巡回相談を実施した学校等は、実施後1か月を目安に「特別支援教育巡回相談に係る支援記録」様式3を作成し、伊奈特別支援学校に提出してください。市教育委員会管下の学校・園の場合は、市教育委員会にも提出してください。

4 申込みにあたって

- (1) まずは、伊奈特別支援学校サポートセンター宛てに、お電話にてご連絡ください。

(2) 各種様式の本校への送付は、**電子メールに文書添付**、持参、郵送のいずれかでお願いいたします。

電子メールアドレス：support-center@ina-sn.ibk.ed.jp

電子メールに添付する場合は、作成文書にパスワード設定を行うとともに、同アドレス宛にパスワードをご連絡ください。

郵送の場合：〒300-2348 つくばみらい市青古新田 300 伊奈特別支援学校サポートセンター宛て

様式1	特別支援教育巡回相談（依頼・実施予定日時報告）書
-----	--------------------------

様式2	特別支援教育巡回相談に係る職員の派遣について（依頼）
-----	----------------------------

様式3	特別支援教育巡回相談に係る支援記録
-----	-------------------

(3) 様式への記入に際しては、**相談の対象となる個人が特定されないよう**ご配慮ください。